

特許法施行規則の一部を改正する省令について

平成 26 年 10 月
特 許 庁

1. 現行の特許権の存続期間の延長登録出願の願書の様式について

特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年をもって終了するが（特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 67 条第 1 項）、政令で定める処分を受けることが必要であるために、特許発明を実施できない期間があったときは、延長登録の出願により、5 年を限度として、その特許権の存続期間を延長することができる（同条第 2 項）。

この延長登録の出願をしようとする者は、特許法第 67 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならないが、その願書の様式は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）様式第 56 で定められている。また、特許権の存続期間の満了前 6 月の前日までに政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、同法第 67 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならないが、その書面の様式は、同規則様式第 56 の 2 で定められている。

そして、特許法施行令（昭和 35 年政令第 16 号）第 3 条第 2 号は、同法第 67 条第 2 項の政令で定める処分として、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する承認等を規定している。

また、同規則様式第 56 の備考 4 及び様式第 56 の 2 の備考 1 には、薬事法の題名が引用されている。

2. 改正の背景

平成 25 年 11 月 27 日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）において、薬事法の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正された。

また、上記改正に伴い、平成 26 年 7 月 30 日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成 26 年政令第 269 号）第 7 条において、特許法第 67 条第 2 項の政令で定める処分について規定する特許法施行令第 3 条第 2 号が改正され、同号中の薬事法の題名が改正された。

3. 改正の概要

改正法の施行に倣い、特許法施行規則様式第 56 の備考 4 及び様式第 56 の 2 の備考 1 中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改めることとする。

4. 公布及び施行期日

公布日：平成 26 年 10 月 22 日

施行期日：平成 26 年 11 月 25 日 ※改正法の施行日